

議案第39号

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月三宅町条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月 2日提出  
三宅町長 森田 浩司

## 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月三宅町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月三宅町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の177.5」を「6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175」に改める。

### 附 則

#### （施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

#### （報酬等の内扱）

第2条 改正後の条例を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の条例の規定による報酬等の内扱とみなす。

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月三宅町条例第20号）の一部を改正する条例新旧対照表（第1条）

改正後	現行
(期末手当)	(期末手当)
<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(前項後段に規定する者においては、退職等又は議会の解散による任期終了若しくは死亡の日現在)に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、「一般職給与条例」の適用を受ける職員の例による。ただし、一般職給与条例第15条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(前項後段に規定する者においては、退職等又は議会の解散による任期終了若しくは死亡の日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、「一般職給与条例」の適用を受ける職員の例による。ただし、一般職給与条例第15条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>」とする。</p>

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月三宅町条例第20号）の一部を改正する条例新旧対照表（第2条）

	改正後	現行
(期末手当)	(期末手当)	(期末手当)
第5条 略	第5条 略	第5条 略
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（前項後段に規定する者においては、退職等又は議会の解散による任期終了若しくは死亡の日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、「一般職給与条例」の適用を受ける職員の例による。ただし、一般職給与条例第15条第2項中「100分の120」とあるのは「 <u>6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175</u> 」とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（前項後段に規定する者においては、退職等又は議会の解散による任期終了若しくは死亡の日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、「一般職給与条例」の適用を受ける職員の例による。ただし、一般職給与条例第15条第2項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（前項後段に規定する者においては、退職等又は議会の解散による任期終了若しくは死亡の日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、「一般職給与条例」の適用を受ける職員の例による。ただし、一般職給与条例第15条第2項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の1</u> 」とする。